

船舶事故調査報告書

令和4年7月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和3年5月1日 10時00分ごろ
発生場所	愛知県南知多町日間賀島西方沖 日間賀港第6号防波堤灯台から真方位216°600m付近 (概位 北緯34°41.9' 東経136°59.5')
事故の概要	プレジャーボートストライカーは、北東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和3年5月21日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート ストライカー、5トン未満（長さ7.60m）
船舶番号、船舶所有者等	280-30863愛知、有限会社学工業
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	船底に擦過傷、船尾部ステップの脱落、プロペラに欠損
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 南、風力 4、視程 約7km 海象：波高 約1m、潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約157cm（師崎）
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、知人4人を乗せ、日間賀島西側の施設（以下「本件施設」という。）に宿泊する目的で、船首約0.2m、船尾約1.0mの喫水で、愛知県弥富市所在のマリーナを出港した。</p> <p>本船は、GPSプロッター及びレーダー等の航海計器がなく、船長が、所持していた海図で浅所等を確認し、航海用でないスマートフォンの地図アプリ（以下「地図アプリ」という。）でおおよその船位を把握していたが、一般に陸上で使用される地図上の位置と、海図に示される位置との間に、差があることを知らなかった。</p> <p>船長は、手動操舵により約10ノットの対地速力で本件施設を船首目標として目視で北東進中、南知多町鼠島南方沖の浅所（以下「本件浅所」という。）に接近していたものの、地図アプリで見た船位によって進路に本件浅所はないものと思い、航行を続け、本件浅所に乗り揚げた。</p> <p>本船は、船長が主機を停止して損傷状況を確認していたところ、南風により鼠島南方に漂着したため、船長が本件施設に救援を依頼し、本件施設が所有している船舶により引き出され、日間賀島西港にえい航された。</p>
分析	本船は、北東進中、船長が航海用でないスマートフォンの地図アプリで船位を確認しながら航行を続けたことから、本件浅所に接近して

	いることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>原因</b>	本事故は、本船が北東進中、船長が、航海用でないスマートフォンの地図アプリで船位を確認しながら航行を続けたため、本件浅所に接近していることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
<b>再発防止策</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 小型船舶の船長は、スマートフォンの地図アプリを使用して航行する場合には、航海用の地図アプリを使用して航行すること。</li><li>・ 小型船舶の船長は、山頂や顕著な建造物の重視線などを避険線として活用するなどして、浅所等に接近しないようあらかじめ計画を立てること。</li></ul>